

1995年7月20日
(平成7年)

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

戸籍情報システムに係るコンピュータ利用について（答申）

1995年（平成7年）6月20日付で諮問された、戸籍情報システムに係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

① 市民窓口センターでは、戸籍事務について、戸籍法等に基づき、各種届出の審査、受理決定、各種証明書の発行、異動処理、新戸籍編製、各種統計処理等を行い、さらに戸籍事務に関連する住民基本台帳及び戸籍の附票の処理等の各種事務を行っている。

また、各市民センターにおいては、これらの業務のうち各種届出の受付及び各種証明書の発行を行っている。

② 現在これらの事務は一部を除き手作業により行っているが、戸籍事務の届出事件数が年間約12,000件、証明発行件数が約52,000件あり、届出や戸籍謄本等の交付請求の場合など検索に時間を要したり、事務の大半を記載、転記が占めているため誤記や記載漏れが生ずるおそれがある。また、その事務量は膨大なものとなっている。

③ このような中で、国において戸籍法及び住民基本台帳法の改正がなされ、戸籍簿を磁気媒体に記録し、それを原本とすることが可能となった。また、戸籍事務は、国の機関委任事務であり、国からも、基準書等によりこのシステムの導入について指導等も行われている。

④ 以上の理由から、これら戸籍事務に係る一連の事務をコンピュータ化し、事務処理の迅速化や効率化を図るとともに、市民サービスの向上を図るものである。

3 審議会の判断

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

① コンピュータ利用の必要性

本業務は、迅速かつ正確な事務処理が求められており、さらに処理件数が年間相当数に上っていることから、現行の処理方法では、非効率的で、正確さに欠けるおそれがある。

り、また、記載、転記、点検作業等の事務処理に相当の時間を要しているため、コンピュータを利用する必要性は認められる。

② 取扱う個人情報の範囲

コンピュータで取扱う項目は、戸籍原本としての戸籍記載事項、届出の種別に応じた事件本人の戸籍記載事項、事件本人の住所、世帯主の氏名、届出の種別に応じた届出人の住所、氏名、届出資格区分、死亡原因、破産宣告、刑罰の有無となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

③ 他のファイルとの結合

本業務に係るシステムについては、ホストコンピュータから住民基本台帳及び戸籍の附票のデータファイルに限定し、接続されるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。また、各市民センターに証明発行専用の端末機を設置するが、これらはすべて専用回線で接続されるものである。

④ 安全対策

本業務の処理にあたっては、端末機の利用者を限定したうえで、個人ごとにIDカードを交付し、パスワードの設定、端末機の使用状況の記録のほか、端末機の設置場所についても十分考慮すること等を規定した、「戸籍情報システムに係る保護管理要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

4 審議会の意見

高度情報化が進展する中で、磁気媒体に記録された情報が公文書の原本として取扱われるようになってきており、この磁気媒体に記録された情報の位置付けについて藤沢市文書取扱規程等の整備を早急にすべきである。

以 上

